

## 稲沢市総合評価落札方式試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、稲沢市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者とする方法（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 総合評価落札方式の試行対象は、一般競争入札に該当する建設工事から市長が決定する。

### (総合評価によることの適否)

第3条 総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4第1項各号に掲げる事項に関し、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 前項の学識経験を有する者の意見聴取は、愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「評価審査委員会」という。）で行うものとする。

### (入札参加資格等の公告)

第4条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨
- (2) 当該総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときの入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第11条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者の工事の経験、施工実績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件が含まれていなければならない。

（落札者決定基準）

第5条 総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち、価格とその他の条件が稲沢市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たって留意すべき事項について2人以上の学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

3 前項において第3条第2項の規定をこれに準用する。

4 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他の基準を定めるものとする。

5 落札者決定基準は、評価審査委員会での意見を聴取した上で、稲沢市工事請負業者指名審査委員会（以下「指名審査委員会」という。）に

において決定するものとする。

(評価基準)

第6条 評価基準は、第4条第2項の技術的能力の審査の要件を満足する者について、次の評価項目により得点を配分して行うものとする。

(1) 評価項目は、施工計画に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精通度地域貢献度等とする。

(2) 得点配分は、技術的能力の要件を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の審査結果により加算点を算出し、その合計点を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第7条 総合評価は、次の数式により算出した数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝評価点（標準点＋加算点）／入札価格

(施工計画に関する審査)

第8条 施工計画に関する審査は評価審査委員会にて行う。

2 前項の場合、評価審査委員会が審査した施工計画に関する意見回答を基に、指名審査委員会において評価を決定するものとする。

(落札者決定の方法)

第9条 次の要件をすべて満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。この場合において、この決定に際してはあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札参加資格要件をすべて満たしていること。
- (3) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

2 前項において第3条第2項の規定をこれに準用する。

3 評価値の最も高いものが2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者とするものとする。

(落札決定の通知等)

第10条 市長は、前条により落札者を決定したときは、当該落札者にその旨を速やかに通知しなければならない。

2 市長は、前条の審査の結果、落札者以外の入札参加者に対する通知は、評価値等の評価結果を行政情報コーナー及び稲沢市ホームページに掲載し、閲覧に供することにより通知したものとみなす。

(技術的能力の審査結果に対する説明等)

第11条 前条第2項の規定により、落札者以外の者で評価結果に疑義がある場合、市長に対し閲覧に供した日から5日（市の休日（稲沢市の休日を定める条例（平成元年稲沢市条例第16号）第1条第1項各号に定める日）を除く。以下同じ。）以内に書面にて説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、書面を受け取った日から5日（市の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要

な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。